

対象車	内容
電気軽自動車 天然ガス軽自動車 （平成 30 年排出ガス規制に適合するもの又は平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 21 年排出ガス基準値より 10% 以上窒素酸化物の排出量が少ないもの）	概ね 75% 軽減
ガソリン車・ ハイブリッド車 （軽自動車）	営業用で乗用のもの （令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 90% 以上であり、かつ、令和 2 年度燃費基準を達成しているもの） 概ね 50% 軽減